

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	貯蔵施設等の完成検査
概要	液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設、特定供給設備若しくは充填設備の設置又は変更の許可後、その工事が完成したときは、これらの使用前に市長が行う完成検査を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項（第37条の4第4項において読み替えて準用する場合を含む。） (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=342AC0000000149)
審査基準	申請された貯蔵施設、特定供給設備又は充填設備が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条又は同法第37条の4第2項に規定する技術上の基準に適合し、かつ許可申請の内容のとおりに完成しているかどうかを確認します。 <ul style="list-style-type: none"> 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第14条、第52条から第54条まで及び第64条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=409M50000400011) 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示 (平成30年11月14日経済産業省告示第220号) 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示 (平成9年3月13日通商産業省告示第123号) バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示 (平成9年3月17日通商産業省告示第127号) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について (平成31年3月15日保局第5号) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について (平成29年3月31日商局第9号) 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について (平成30年11月14日保局第5号)
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	貯蔵施設、特定供給設備及び充填設備の設置又は変更の工事を完成したとき
提出方法	貯蔵施設等完成検査申請書又は充てん設備完成検査申請書に検査のため必要となる図書を添えたものを大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	大阪市消防手数料条例（平成12年4月1日条例第72号）に定める金額。申請の種類によって異なりますので、詳細については大阪市例規データベースをご覧ください。 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	